

山名小学校 いじめ防止基本方針

《行動計画》

いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の1つである。山名小学校いじめ防止基本方針（行動計画）は、これらの基本的な考えを踏まえ、いじめ防止対策推進法に基づき、関係機関が相互に連携し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるものである。

いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を及ぼす。また、いじめを受けた児童の心に深い傷を残す。

したがって、いじめは絶対許されない行為でありすべての児童はいじめを行ってはならない。

いじめ問題への基本的な考え方

- ・いじめは人間として絶対に許されない、いじめられている子どもを必ず守り通す。
- ・いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為である。
- ・いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものである。

以上のような認識のもと、積極的に未然防止に取り組むとともに、早期発見に努めることが大切である。また、いじめを把握した場合は速やかに組織的に対応し、解決に努め、被害拡大防止に向けて、教師が一丸となって対応する必要がある。

未然防止のために

- ・学級経営の充実
- ・授業中における生徒指導の充実
- ・道徳、学級活動、児童会活動、学校行事を通して、人権意識の高揚、いじめを許さない心情の育成を図る

早期発見の手立て

- ・教師、児童の日常の交流の中で、複数の教員の目による発見
- ・アンケート調査や教育相談を通じた把握
- ・いじめを訴えることの意義と手段の周知
- ・保護者や地域からの情報提供

発見から解決まで

- ・発見から指導へと組織的に対応する
- ・保護者や関係機関との連携
- 重大事態への対処**
 - ・教育委員会へ報告の上、必要に応じ、重大事態の調査組織を設置し、関係機関と相談、連携を図る

いじめ・不登校対策委員会

構成員	全職員（必要に応じてスクールカウンセラー等も参加）
運営	定期的に年3回の開催し、必要に応じて臨時開催する
内容	・いじめ対策の全体計画の検討・実施・点検 ・ケースの検討と記録の集積



連携

関係機関

・いじめ問題対策連絡協議会
・教育委員会
・警察、児童相談所
・医療機関 等